

不動産公売を実施します！

千葉市では、市税の税収を確保するとともに、滞納額を縮減するため、差し押さえた不動産を一斉に売却する「不動産公売」を実施しますので、お知らせします。

1 概要

今回出品する公売財産は、土地や一戸建て住宅など15物件です。

会場を設けて公売財産を一斉に売却することにより、買受希望者の参加が増え、より高額での落札が期待できます。

2 公売日時及び場所

- (1) 実施日 平成30年2月20日(火)
- (2) 場所 千葉中央コミュニティセンター 2階 26会議室(中央区千葉港2-1)
- (3) 入札時間 10:00~11:00
- (4) 開札時間 11:02

3 公売財産、見積価額及び公売保証金額(※詳細は、別紙1「公売財産一覧表」参照)

区分	物件数	見積価額
土地	7物件	590,000円~18,250,000円
土地付き建物	6物件	2,190,000円~14,780,000円
区分所有建物	2物件	2,870,000円~12,800,000円
合計	15物件	(見積価額計) 108,740,000円

公売とは

納期限を過ぎても税金を納付しない滞納者に対して財産の差押を行い、差押えた財産を強制的に売却する制度で、売却価額は買受希望者の自由競争により決定します。

今回は、公売保証金を当日納付することにより、原則として誰でも入札できます。

公売財産の詳細、公売参加の注意事項等は千葉市ホームページに掲載しています。

(<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/nozei/internet-koubai-index.html>)

公売財産の1例

